

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 26日

住 所 愛媛県松山市南吉田町2731番地

事業者名 松山空港ビル株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 清水 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が管理する松山空港ターミナルビルは、移動等円滑化基準に適合しているが、今後、インバウンドの増加も見込まれており、より高い水準のバリアフリー化を目指す。具体的には、ホールディングルーム内にストレッチャーが入るエレベーターを設置する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

サービス介助士有資格者を増員するなど、手伝いを必要とする高齢者、障害者等への対応を充実させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーターの更新	ホールディングルーム内のエレベーターをストレッチャーが入るバリアフリー対応に更新する。(2020年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資	総合案内所係員でサービス介助士資格を持っている者が1名し

格の取得	かいないため、さらに2名を実技教習に参加させ、有資格者を増やして高齢者、障害者等への対応力を向上させる。(2019年度)
------	--

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
筆談による情報提供	聴覚障害をお持ちの方に対し、筆談ボードを総合案内所に設置して対応しているが、ラウンジ等にも設置し、筆談による情報提供を強化する。(2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	総合案内所係員を同じグループ会社である伊予鉄高島屋の接遇研修に参加させ、プロの接客技術を習得し、高齢者、障害者等への配慮を学習する。(2019年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講すべき措置

お客様の声投入箱を設置しており、ユニバーサルデザインに関する要望など、頂戴した意見に対して順次改善してゆく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

ストレッチャーが入るエレベーターの更新については、当社の 2020 年度予算に盛り込む予定である。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。